特例省令第七条第一項の規定により読み替えられた同令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十五条第二項において準用する場合を含む。）	特例省令第七条第一項の規定により読み替えられた同令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第二条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）	特例省令第七条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）	特例省令第七条第一項の規定により読み替えられた同令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間
特例省令第七条第一項の規定により読み替えられた同令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第五条第一項の表特例省令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	同項第二号の期間	特例省令第七条第一項の表第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第七条第一項の表特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間
特例省令第七条第一項の規定により読み替えられた同令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第五条第一項の表特例省令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	同項第二号の期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第七条第一項の表第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第七条第一項の表特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間
特例省令第七条第一項の規定により読み替えられた同令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第七条第一項の表特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第二条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	同項第二号の期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第七条第一項の表第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第七条第一項の表特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第二条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間

特例省令第七条第一項の規定により読み替えられた同令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第七条第一項の規定により読み替えられた同令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第七条第一項の規定により読み替えられた同令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第二条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間
特例省令第七条第一項の規定により読み替えられた同令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第五条第一項の表特例省令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第二条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第七条第一項の表第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間
特例省令第七条第一項の規定により読み替えられた同令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第七条第一項の表特例省令第五条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第二条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第七条第一項の表第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間

2　前項の規定は、平成二十七年十月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に前項の規定の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百四十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第一項及び第二項並びに第六十七条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月二十八日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。